

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報（食中毒情報を除く。）

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和3年1月3日	スマートフォン	スマートフォンから発煙し、当該スマートフォン及び周辺物に焦げ。	山口県
2	令和2年12月23日	照明器具	照明器具が突然消灯したため、スイッチを入れ直したところ、発煙し、当該照明器具の一部が溶融。	茨城県
3	令和2年11月4日	障害福祉サービス	障害者支援施設において、職員が利用者の投薬を確認せず、利用者がインスリンの自己注射を忘れた。	宮城県
4	令和3年1月25日	ソフトコード	ソフトコードから漏えいしたガスに、ガスこんろの火が引火し、当該ソフトコード等に焦げ。	東京都
5	令和3年1月29日	教育サービス（小学校）	理科の授業において、金属を燃やす実験中に、児童12名が体調不良を訴え、病院に搬送。	大阪府
6	令和2年12月18日	介護サービス	介護施設において、ベッドから車椅子への移乗介助の際に、利用者が転落し、両太たい部を骨折。	千葉県
7	令和2年12月1日	保育サービス	保育施設において、幼児が玩具に使用されている磁石を複数個誤飲したため、手術により摘出し、消化管を修復。	徳島県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車（BMW BMW M5 他）	普通乗用自動車（原動機）のリコール。（外-3160） エンジンコントロールユニット（DME）のプログラムが不適切なため、燃料タンク内で発生した蒸発ガスを適切に評価できないことがある。そのため、システムに異常があるにも関わらず、エンジン警告灯が点灯しないおそれがある。
2	軽自動車（ダイハツ ハイゼット 他）	軽自動車（電気装置）のリコール。（4878） 動力伝達装置において、バルブボデーが異常摩耗し油圧漏れが発生するものがある。また、油圧漏れが発生した際に、AT制御コンピュータのプログラムが不適切なため、故障検知を正しく行わないものがある。そのため、油圧漏れを正しく検出できず、そのままの状態で使用を続けると、油圧漏れが大きくなり、最悪の場合、意図せぬクラッチが係合し、一時的に急減速するおそれがある。
3	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ メルセデス AMG GT63S 4MATIC+ 他）	普通乗用自動車（制動装置）のリコール。（外-3161） 横滑り防止装置（ESP）において、ESPコントロールユニットの制御プログラムが不適切なため、ヨーセンサの計算値にずれが生じることがある。そのため、走行状況に応じたESPの制御が最適に行われず、最悪の場合、制動停止距離が伸びるおそれがある。
4	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ メルセデス AMG CLS53 4MATIC+ 他）	普通乗用自動車（原動機）のリコール。（外-3162） エンジンのクランクケースにおいて、製造指示が不適切なため、微細な巣穴が生じているものがある。そのため、エンジンオイルが漏れ、オイルレベル低下を示す警告灯が点灯するおそれがある。

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和3年1月17日	飲食店（1月15日の食事）	カンピロバクター	鳥取県

2	令和3年1月16日	飲食店(1月16日の食事)	黄色ブドウ球菌	山口県
3	令和3年1月18日(初発)	飲食店(1月15日～19日の食事)	ノロウイルス	熊本県
4	令和3年1月24日	飲食店(提供日不明の食事)	アニサキス	栃木県
5	令和3年1月24日	飲食店(提供日不明の食事)	アニサキス	栃木県

4. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。
消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL: <https://www.jikojoho.go.jp>)で「消費者事故等(2021年2月4日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 照井、西口
TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290